

NOSAI福島での取り組みと 課題

福島県農業共済組合
いわせ石川家畜診療センター
田中ゆうか

福島県農業共済組合 (NOSAI福島)

- 平成28年4月 福島県内の9つの共済組合が合併

農作物共済

果樹共済

家畜共済

畑作物共済

園芸施設共済

建物共済

農機具共済

- 職員数339名 うち獣医師数33名

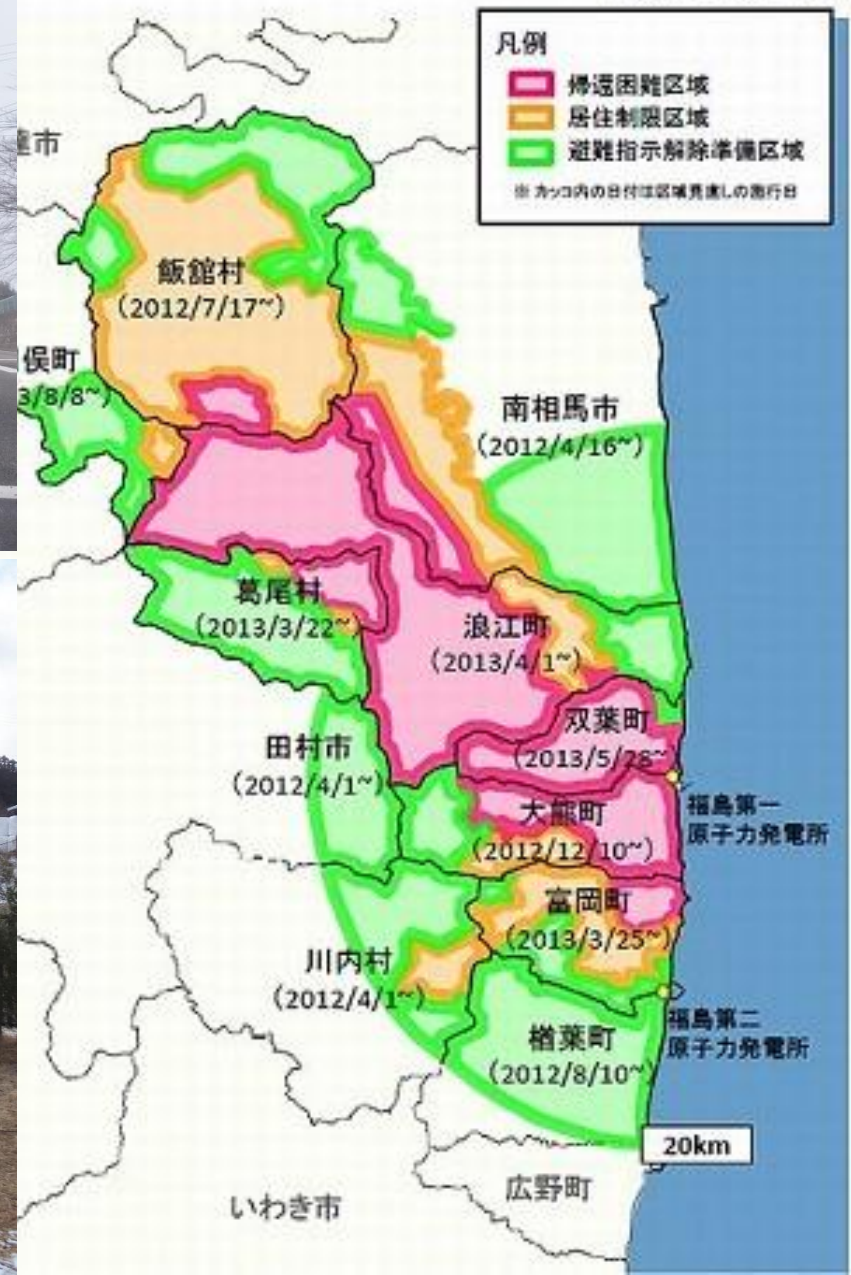
福島県





避難指示区域の概念図

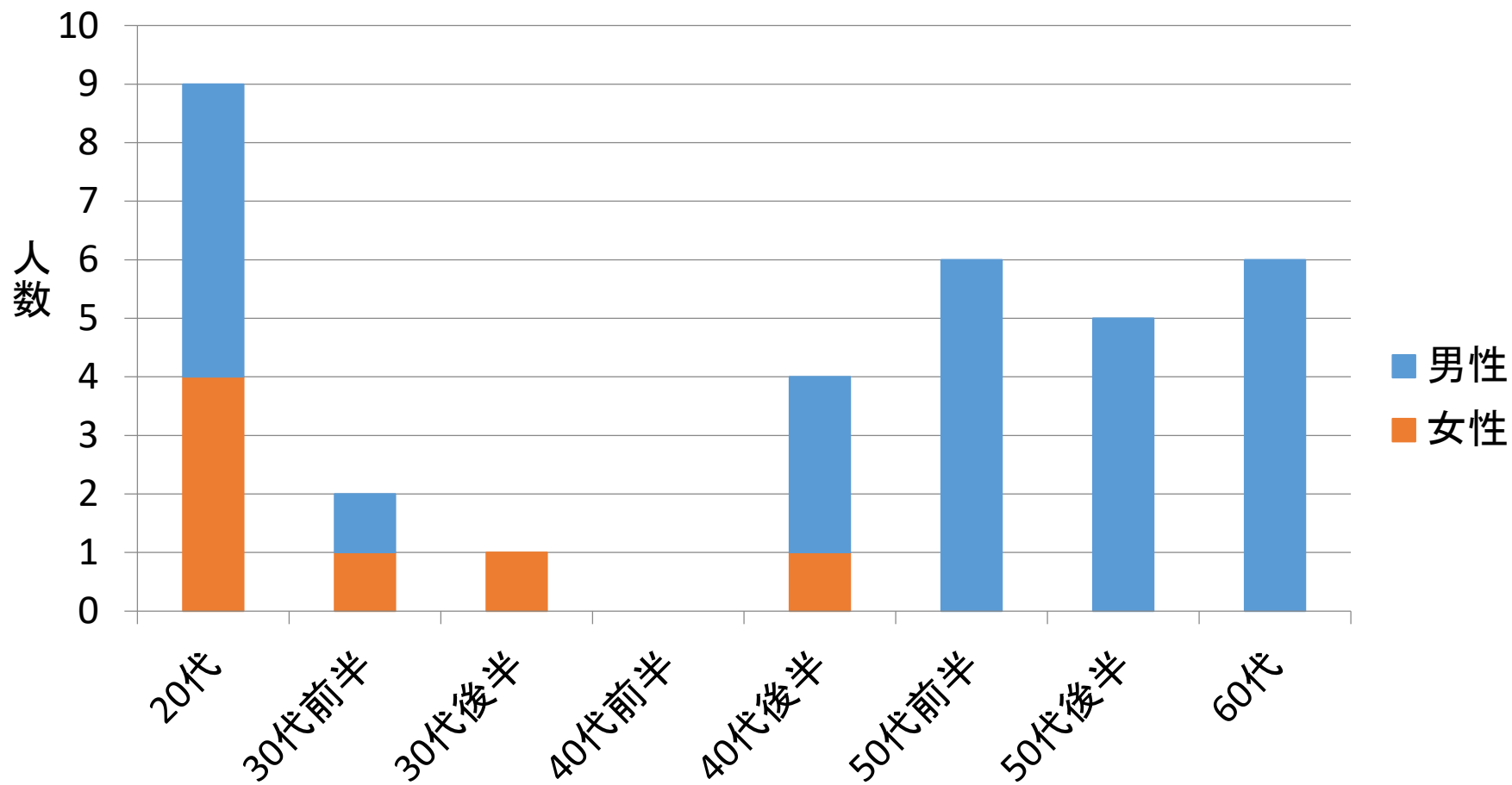
平成25年8月8日時点



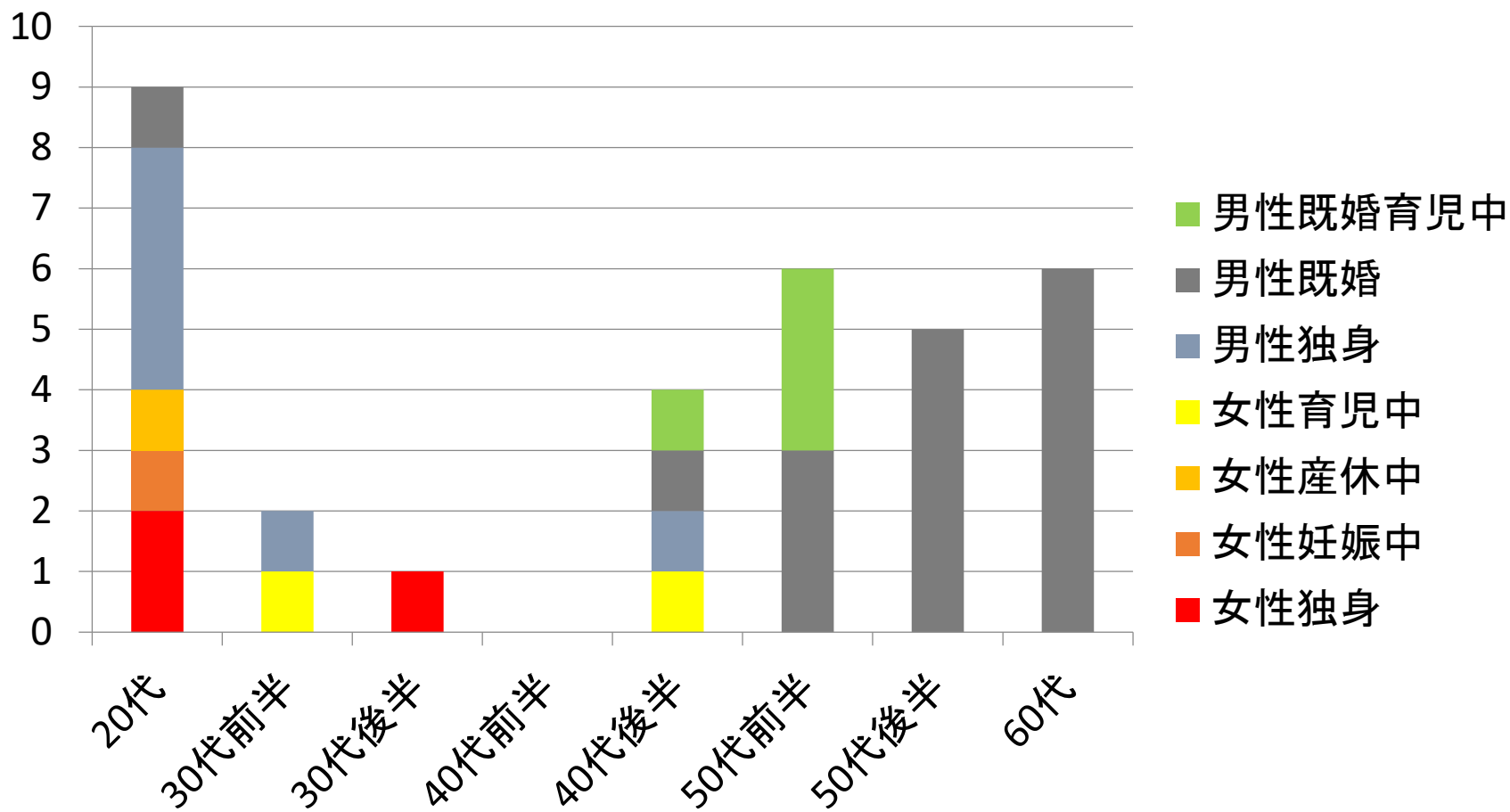




獣医師の年齢構成



獣医師の年齢構成



現在の取り組み

就業規則より

- 年次有給休暇(年20日)
- 夏季休暇(5日以内)
- 病気休暇
- 結婚休暇(7日以内)

就業規則より

女性職員に限り

- 生理休暇(2日以内)
- つわり休暇(14日以内)
- 妊産婦検診休暇(1～4週に1日)
- 出産休暇
産前8週間(多胎の場合は14週間)
産後8週間

育児休業等に関する規則より

- 育児休業 子が1歳になるまで

（保育園に入れない等の事情がある場合は1歳6か月まで）

- 時間外勤務の制限
- 深夜勤務の制限（22:00～5:00）

育児休業等に関する規則より

- 育児短時間勤務(9:30から16:15まで)
- 子育休 病気の看護
学校行事への参加

なかなか利用しきれていない



私の場合

～妊娠から育休～

- 1月に妊娠が分かるとすぐ報告
4月の人事異動で増員してほしかった
仕事の配慮をしてほしかった
- 体調に合わせて仕事を減らし、産休に入る
- 9月出産
- 3月末まで育休
- 4月職場復帰

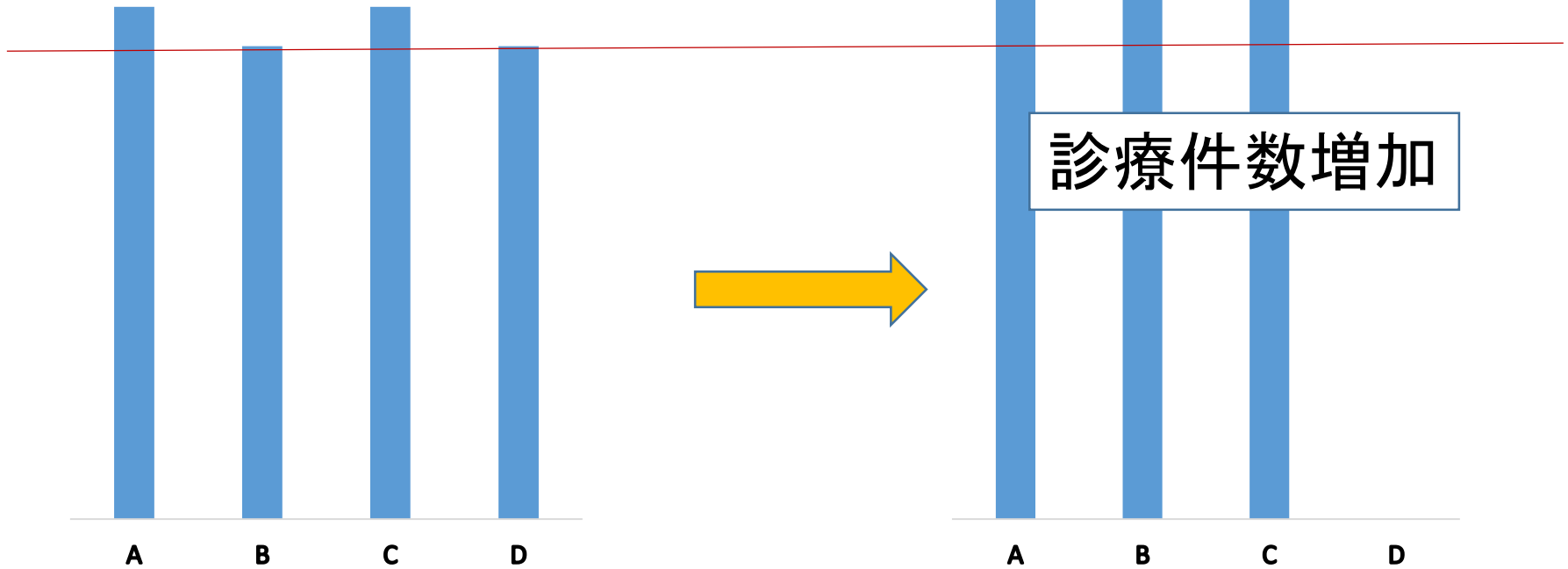
・・・という予定でした

～妊娠から育休～

- 1月に妊娠が分かるとすぐ報告
4月の人事異動では、増員してもらえなかった
ほかの獣医師の負担が増える
 - 5月に体調を崩して入院
 - 7月出産
 - 未熟児で病弱なため、6月末まで育休
 - 4月は慣らし保育、5・6月は何度も入院
 - 7月職場復帰
- 11月に増員

4人体制で1人減ると

平日診療



土日当番

週休1日



3週2休

月2～3日しか休めない

～職場復帰前～

- 7月から復職
- 6月に話し合う機会を作ってもらう
 - 「平日は保育園に間に合うように早く帰ってよい」
 - 「土日の当番だけはしっかりやってほしい」
- 保育園は土曜日 8:00～16:00 日曜日 休み
- 保健福祉事務所で託児所の一覧をもらう

～保育園～

- 平日（保育園は7:15～19:00）
診療車に子供を乗せて保育園に預けながら出勤
保育園の「お迎え」に間に合うように帰らせてもらう
子連れで診療することも
- 土日祝日（保育園は土曜のみ8:00～16:00）
保育園は利用できない！
託児所（7:45～22:00）利用
仕事が終わらないときは夫が「お迎え」

～小学校～

- 児童館(学童保育) 小6まで利用可能
18:30まで
長期休暇(夏休みなど)は朝8:00から
- 異動で遠距離通勤
7時過ぎに小学校に送り、
定時の17:15に退勤
夜間診療はしない

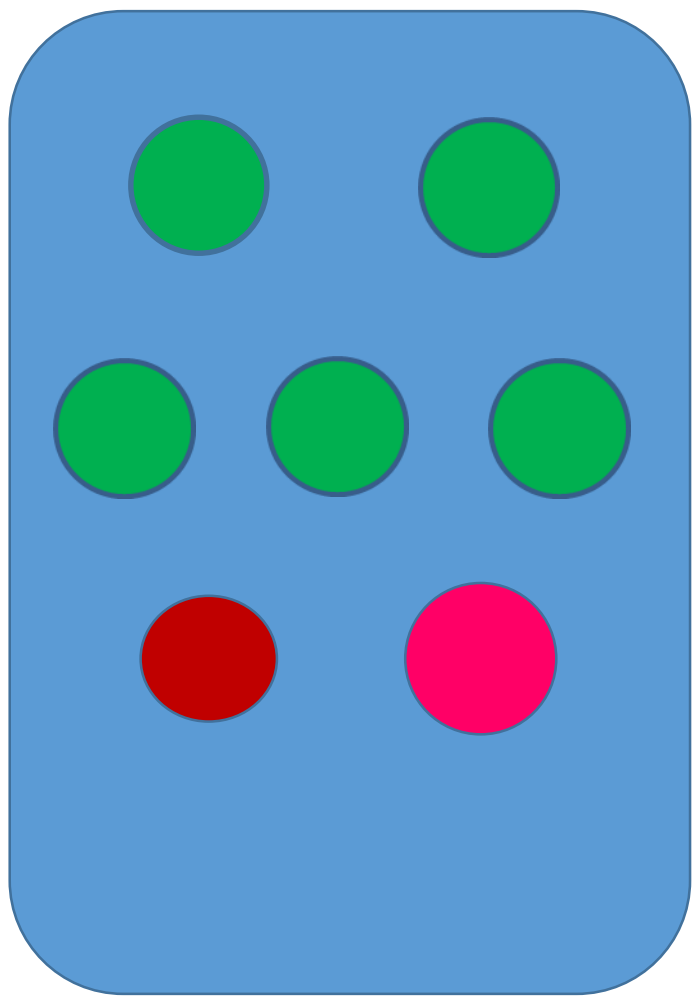
現在の問題

A診療センターでは

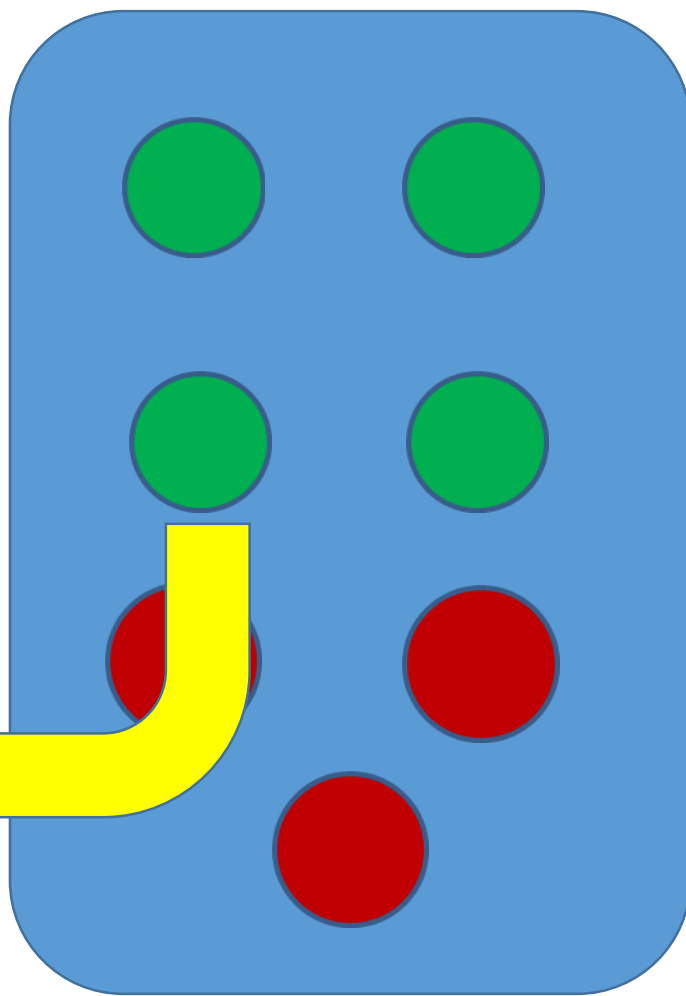
- 7名の獣医師が勤務(うち2名が女性獣医師)
- 1名は育児短時間勤務・土日祝日の当番少ない
子供が小さいので、病気にかかりやすく、保育園から急に呼び出されたり、入院したりする

他の獣医師がカバーしていた

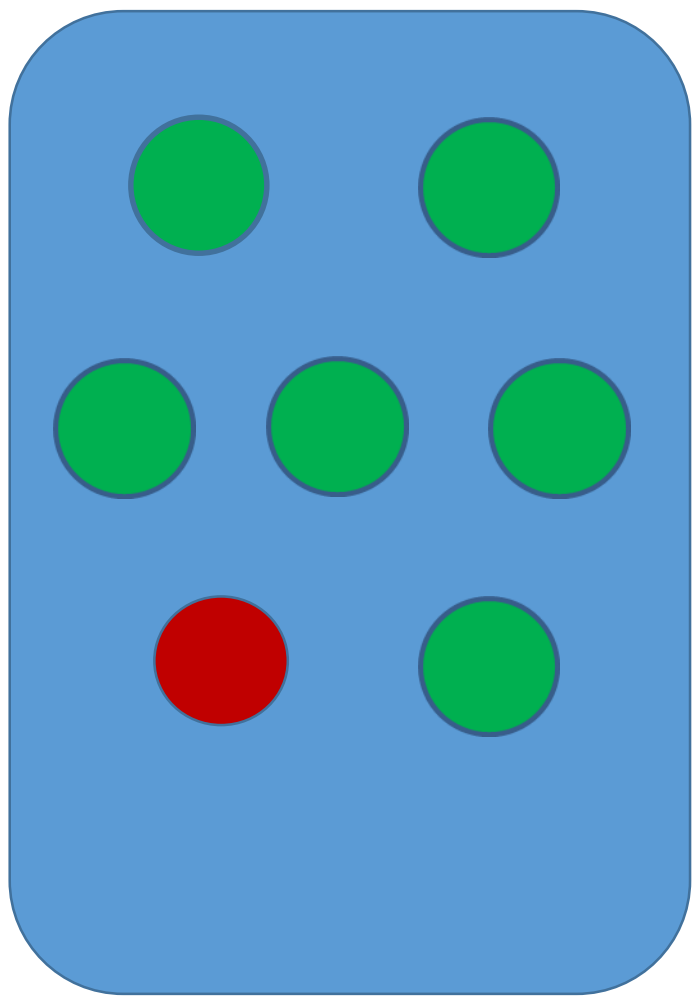
- さらにもう1名が妊娠



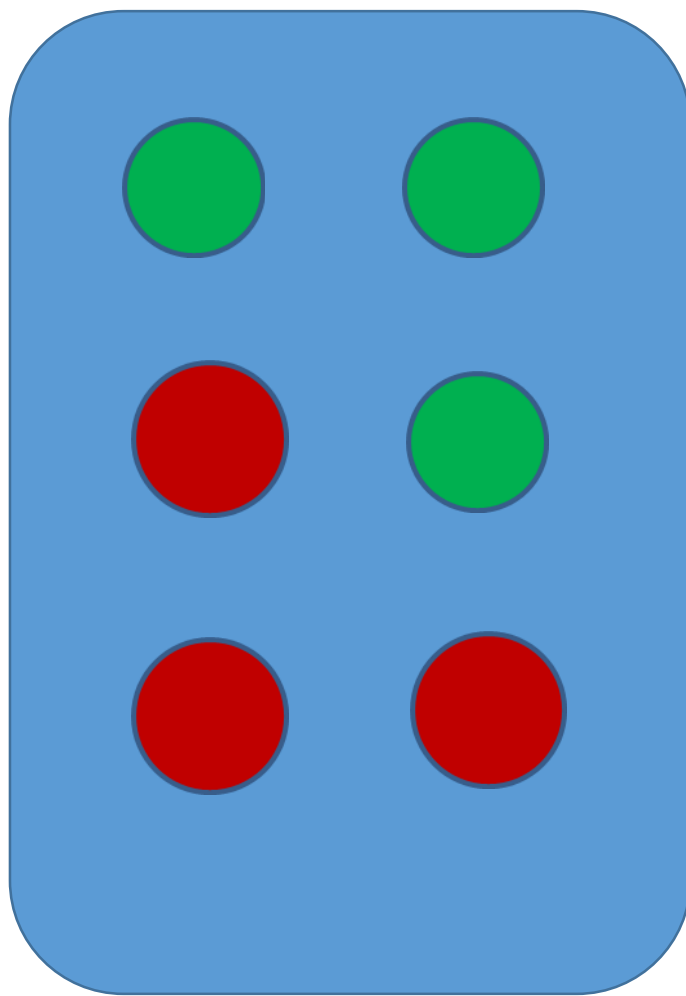
A診療センター



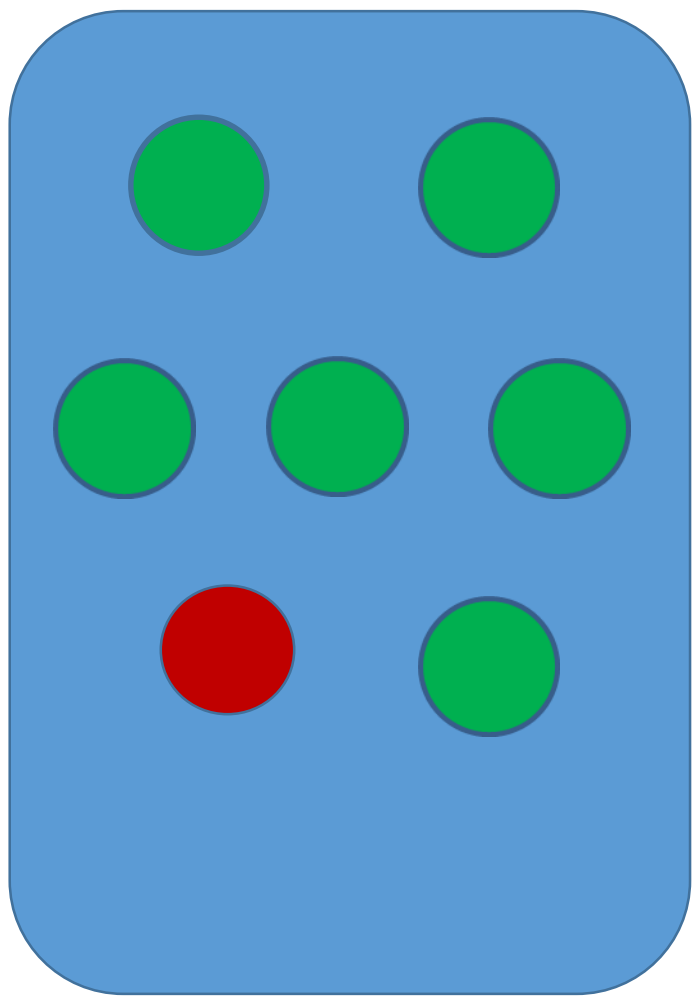
B診療センター



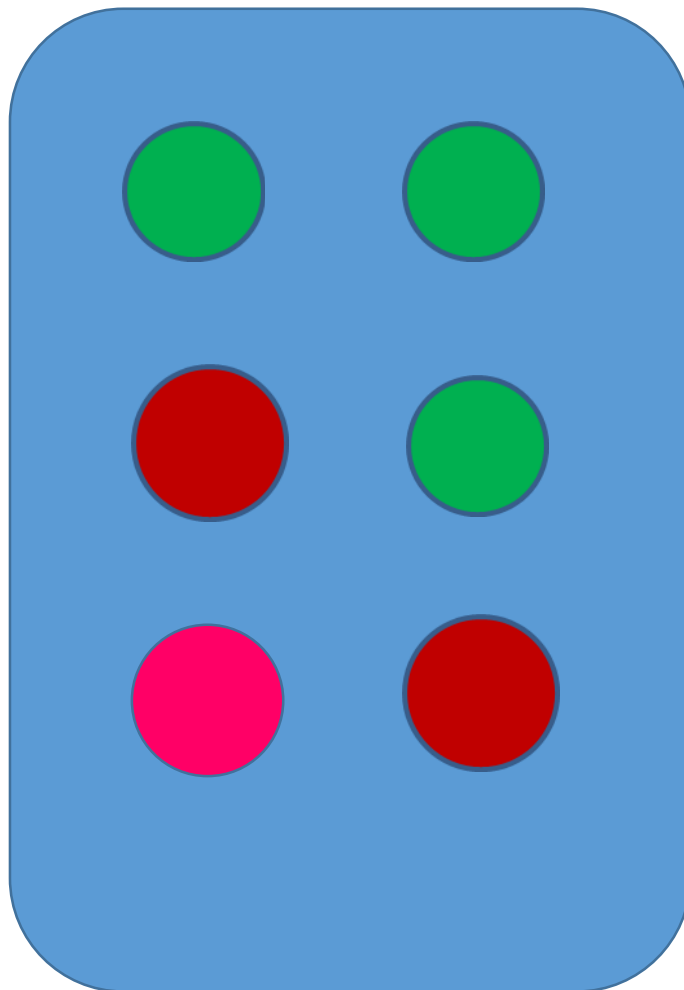
A診療センター



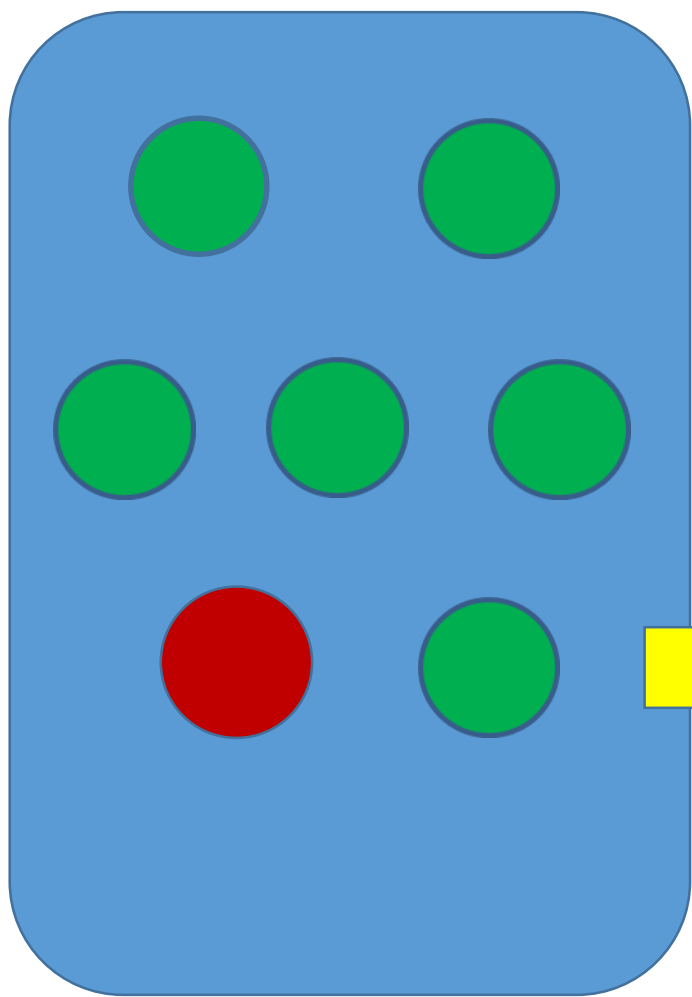
B診療センター



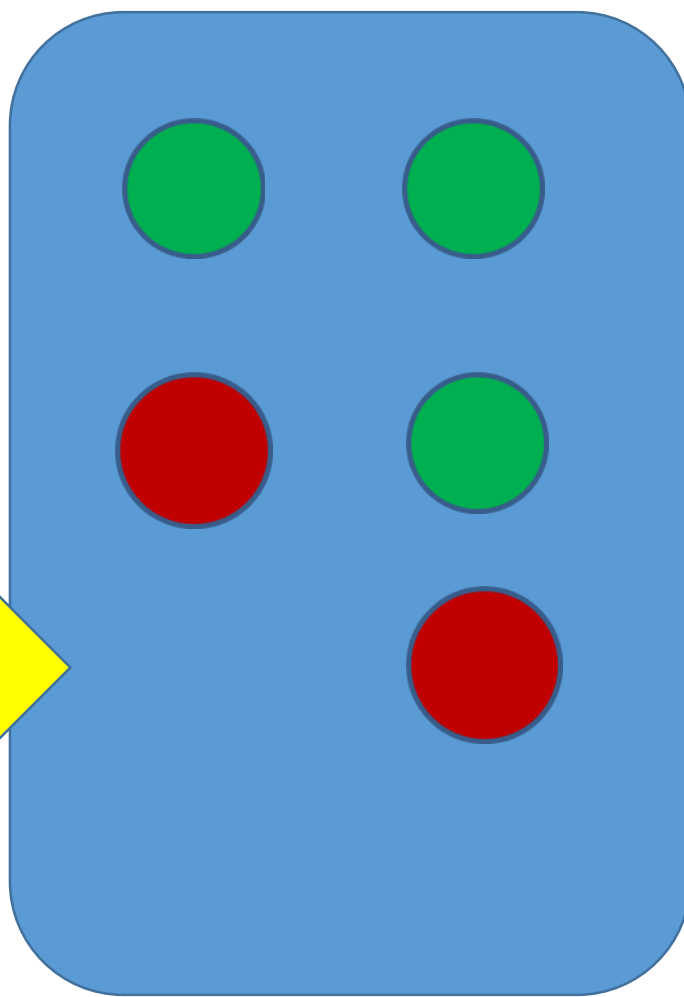
A診療センター



B診療センター



A診療センター



B診療センター

女性獣医師を部下に持つ上司 (診療センター所長・次長)の声

- 女性獣医師が結婚し、妊娠・出産しても続けて勤務してほしい
- 本人の希望通りに育児できるように配慮したい

しかし、残された獣医師の過重労働は避けなければならない

組織として十分な人員確保が必要

育児中の女性獣医師の声

- 育児時短勤務をさせてもらっている
- 夜間診療を代わってもらっている
- 休日当番を減らしてもらっている
- 子供の急病で早退・休暇をもらっている

本当にありがたく、感謝している

いつも「すみません」「すみません」と謝ってばかりの自分のため息が出てしまう

せめてもう1人増えれば

代替獣医師の確保は困難

- 産業動物分野では、退職した獣医師はほとんど開業してしまう
- 退職者にお願いすることはほぼ不可能

普段から余裕のある人員を確保しておく必要がある

勤務地の問題

- 県内に6つの診療センター
- 管内に居住しなくてもよい
- 本人の意向は聞かれない

「就業場所の変更により子供の養育が困難となる場合、子供の養育の状況に配慮しなければならない」

（就業規則）

「同一診療センターに長期間勤務させてはいけない」

（農水省の指導）

これからの課題

これからの課題

- 男性獣医師も育休を取りやすい環境
- 女性獣医師の意識改革
家事・育児を自分だけで抱え込まない
研修などにできるだけ参加する
- 十分に仕事ができない状況にも対応
怪我・病気・家族の介護など

これからの課題

- 十分な獣医師数の確保
- 人員の適正な配置
- 前例の紹介

男女ともに働きやすい環境に！

ご清聴ありがとうございました

